

# 令和7年分所得税の確定申告の相談等日程表

秦野市

## 1. 確定申告書の配付

◇各税務署窓口で配付(国税庁ホームページでも入手可)

◇市役所本庁舎2階の市民税課前ロビーで配付

1月23日(金)～3月16日(月) 午前8時半～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く。無くなり次第終了

## 2. 作成済みの確定申告書の提出

### 【郵送での提出】

◇提出先は「東京国税局業務センター平塚分室」(〒254-8534 平塚市浅間町9番1号)になります。

### 【窓口での提出】 作成済みの確定申告書のみ提出できます。内容の確認や相談等はできません。

◇平塚税務署のほか、市民税課前ロビー、税理士による無料確定申告相談(本町公民館)開催期間および市主催の確定申告相談会の開催時間中に予約不要で提出できます。

※市民税課前ロビーでの提出期間

2月16日(月)～3月16日(月) 午前8時半～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く

## 3. 自宅のパソコンやスマートフォンから確定申告(e-Tax)

### 【e-Taxのメリット】

★混雑する会場に足を運ぶ必要がありません

★所得や控除などを自動計算して確定申告書を作成できます

★マイナポータル連携で寄附金控除などが自動反映されます



「確定申告書等作成コーナー」はちら



「マイナポータル連携」はちら

## 4. <市内開催>税理士による無料申告相談

月 日	会 場	相 談 時 間
2月2日(月)～2月5日(木)	本町公民館	午前9時半～正午、午後1時～3時半

### 【対象者】 紹介所得者・年金所得者・小規模事業者

### 【注意】上記の対象者でも、次に該当する方は平塚税務署で申告してください。

◇令和6年分以前の申告 ◇住宅借入金等特別控除の初めての申告 ◇亡くなった方の申告

◇更正の請求 ◇土地・建物および株式などの譲渡所得の申告 ◇高額な事業所得金額の申告

◇その他、内容が複雑な申告

### 【予約】

◇予約受付期間 1月13日(火)午前10時からオンラインのみでの事前申込です。

申し込みにはメールアドレス・氏名・電話番号の入力が必要です。

一部、当日入場整理券の配布を行いますが、無くなり次第終了となります。

◇お問い合わせ先 ☎050(1792)4600 ※操作方法のお問い合わせ先です。電話での予約はできません。

受付時間: 平日午前10時～午後4時 ※正午～午後1時を除く

◇事前申込サイト

無料申告相談専用

LINE 事前申込はちら



Web 事前申込

はちら



## 5. <税務署>平塚税務署の申告書作成会場

平塚税務署 ☎0463(22)1400

月 日	会 場	入場整理券
2月16日(月)～3月16日(月) ※土・日曜日、祝日を除く	平塚市庁舎(平塚市役所) 1階多目的スペース	右の二次元コードからの LINEによる事前発行。 一部、当日会場での配布あり

※3月1日(日)は藤沢税務署(藤沢市朝日町1-11)で合同の受付・相談を行います。

## 6. 市主催の確定申告書相談会

- ◇予約専用ダイヤルまたはオンライン予約にて希望日の前日までに予約が必要です(先着順)。  
◇1件の予約で1人分の確定申告相談を受け付けます。

月 日	会 場
2月16日(月)～3月16日(月) ※23日(月・祝)は開場 火・土・日曜日、25日(水)を除く	クアーズテック秦野カルチャーホール (文化会館)展示室

【予約】2月2日(月)から予約受付開始 予約枠が無くなり次第、受付終了

- ◇電話予約

○予約専用ダイヤル **☎0463(86)6290**

○予約受付期間 午前9時半～午後4時半

※土・日曜日、祝日を除く ※予約受付期間以外は繋がりません

- ◇オンライン予約

予約にはメールアドレス・氏名・電話番号の入力が必要です。

右の二次元コード(e-kanagawa の電子申請システム)からお申し込みください。

相 談 時 間	
午 前 の 部	午 後 の 部
8:30	13:00
8:50	13:20
9:10	13:40
9:30	14:00
9:50	14:20
10:10	14:40
10:30	15:00
10:50	15:20
11:10	15:40



### 【税務署職員によるスマホ申告サポート】(オンライン予約限定)

- ◇ご自身のスマートフォンを使った e-Tax 申告ができます。  
◇実施日は2月16日、3月2、9、16日の月曜日です。実施時間の確認と予約は、  
右の二次元コード(e-kanagawa の電子申請システム)からできます。  
予約と申告当日にはマイナンバーカードが必要です。



### ▶【対象者】 給与所得者・年金所得者のみ

【注意】下記の項目に該当する方はクアーズテック秦野カルチャーホール(文化会館)では作成・相談することはできませんので、平塚税務署が行う確定申告書の作成・相談を御利用ください。

- ◇生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの一時所得の申告  
◇源泉徴収票がない状態での申告 ◇令和6年分以前の申告  
◇住宅借入金等特別控除の初めての申告 ◇退職所得(本人および被扶養者)の申告  
◇火災・風水害などで受けた損害の控除の申告 ◇秦野市民でない方の申告  
◇亡くなった方の申告 ◇外国籍の方及び国外居住親族等の扶養の申告  
※上記以外でも内容によっては作成相談をお受けできない場合があります。

### 【持ち物】秦野市が行う申告会場で主に必要なもの

- ◇ 令和7年分源泉徴収票(給与所得・公的年金等)  
◇ マイナンバーカードの写しまたは 通知カードなどの写し+運転免許証などの写し  
◆ 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険などの社会保険料の支払額が分かるもの  
◆ 生命保険・地震保険などの控除証明書  
◆ 国民年金保険料控除証明書 または 領収書  
◇ 障害者手帳またはその写し  
◇ 高齢介護課発行の障害者控除対象者認定書  
◆ 寄附金控除の証明関係書類(受領証・控除該当団体証明書など)  
◆ 医療費控除の明細書(事前に作成してください。なお、領収書の提出は不要です。)  
及び医療費に係る各種書類(医療費通知やおむつ証明書など)  
◇ 申告者本人名義の金融機関名、支店名、口座番号の分かるもの(還付金がある場合)

◆印はすべて令和7年1月1日  
から同年12月31日までに支  
払ったものが対象です。

